

つちはし事務所通信

9

September
2014



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2014年9月1日

トピックス

キャリアアップ助成金（処遇改善コース）「職務評価加算をご存じですか？」

キャリアアップ助成金は、有期契約労働者・短時間労働者・派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者に、正規雇用への転換、人材育成等のキャリアアップを促進する取り組みを実施した事業主を助成する制度です。

この助成金のうち、「処遇改善コース」は、すべての有期契約労働者等の基本給の賃金テーブル（基本給を決める際の単価表）を改訂し、増額させた場合に助成するものです。

このコースにおいて、処遇改善に当たって「職務評価」を活用した場合は、職務評価加算を受けることができます。



キャリアアップ助成金（処遇改善コース）の概要

要件	すべての有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを改訂し、 3%以上（※）増加させた場合に助成 ※平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間は 2%以上 の増加でOK
助成額	基本的には、①の額を支給。 職務評価の手法を活用する場合は、②の額を加算。 ① 1人当たり1万円（大企業7,500円） 注. 1年度・1事業所100人まで ② 1事業所当たり10万円（大企業7万5,000円）（※） ※平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間は、1事業所当たり20万円（大企業15万円）と助成額が2倍！ 注. 1年度・1事業所1回まで

<職務評価とは>

職務の大きさ（業務内容・責任の程度）を比較し、その職務に従事する労働者の処遇が、職務の大きさに応じたものとなっているかどうか、現状を把握することをいいます。

職務評価の手法については、厚生労働省において「単純比較法」、「分類法」、「要素比較法」、「要素別点数法」を紹介していますが、どの手法を用いてもよいこととされています。

なお、「単純比較法」と「分類法」による職務評価の手法を使う場合、職務分析（職務に関する情報を収集・整理し、職務の内容を明確にすること）を行うことが必要です。

注. 職務評価は、個々の労働者の仕事ぶりや能力を評価（人事評価・能力評価）するものとは異なります

職務分析や職務評価については、改正パートタイム労働法の施行を控え、厚生労働省が力をいれてその実施を奨励しているところです。非正規雇用の労働者の処遇を見直し、戦力化することが、企業にとって重要と判断しているからでしょう。

「職務評価」の手法を含め、細かな受給要件については、いつでもお尋ねください。

新情報！

厚生年金保険料が9月分（10月納付分）から引き上がります

厚生年金保険の保険料率が、今までの17.120%から0.354%引き上げられ、「17.474%」となります。この保険料率は「平成26年9月分（10月納付分）から平成27年8月分（9月納付分）まで」の保険料を計算する際の基礎となります。なお、健康保険の保険料率については、同月からの改定はありません。

9月分からの新保険料率



社会保険料が事業主負担分と本人負担分を合わせて、給料の約3割になっています。昇給や手当の支給方法も社会保険料を意識した対応が大事になってきます。

	全額	折半分
厚生年金保険料	17.474%	8.737%
健康保険料（徳島県）	10.08%	5.04%
介護保険料	1.72%	0.86%
児童手当拠出金	0.15%	
計	29.424%	

❖補足❖ 被保険者負担分（厚生年金保険料額表の折半額）に円未満の端数がある場合

- ① 事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が **50 銭以下**の場合は切り捨て、**50 銭を超える場合は切り上げて1円**となります。
- ② 被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が **50 銭未満の場合**は切り捨て、**50 銭以上の場合は切り上げて1円**となります。
- ③ 上記①②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

❖補足❖ 納入告知書の保険料額

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額となります。ただし、その合算した金額に**円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額**となります。

注. 厚生年金基金（存続厚生年金基金）に加入する方の厚生年金保険の保険料率は、上記の保険料率から、基金ごとに定められている免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となり、厚生年金保険の保険料額は、その率によって計算した額となります。

注. 賞与に係る保険料は、賞与額から**1,000 円未満の端数を切り捨てた額（標準賞与額）**に、保険料率（標準報酬月額に乘じるものと同じ保険料率）を乗じた額となります。なお、厚生年金保険では、標準賞与額の上限が、1か月あたり150万円とされています。

保険料等、ご不明な点がございましたらお気軽につちはし事務所までお問い合わせください。

あとがき◆つちはし事務所より

☆社会保険料のうち厚生年金保険料が、9月から上がります。平成29年までは、毎年9月に0.354%ずつ上がっていくことが決定していますが、健康保険料も介護保険料も毎年のように上がり、**今や払っている給料の約30%を社会保険料として払っている**こととなります。月給20万の社員を10人雇っていただければ、月々60万円ずつ会社の口座から社会保険料が引き落とされるという大変なボリューム。会社経費の中で大きな存在になっています。

☆もちろん、社労士が顧問になったからといって社会保険料率が下がるわけではありません。でも、昇給の時期をずらしたり、給与の手当を経費化したり、仕事の平準化で4月5月6月の残業を減らし年間保険料を下げるなど、**社会保険料を合理的に節減するためのさまざまな提案**を行うことができます。社会保険料について、ご相談等ございましたら、つちはし事務所までお問い合わせください。

☆社会保険料の算定手続きをさせていただいている顧問先様には、**給与計算の時期に合わせて、9月からの新しい保険料のお知らせをお送りいたします**。ただし、保険料が9月分から上がるといっても、保険料を当月給与から控除しているのか、翌月給与から控除しているのかによって、給与に反映する月は変わってきますので、お知らせは新保険料を反映すべき給与計算の時期に合わせてお送りします。その際、今年法律改正を盛り込んだ社会保険ガイド2014と、最新の助成金小冊子も一緒にお送りします。ご利用いただければ幸いです。